

湖西市条例第2号

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月4日

湖西市長

田内 浩之

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例の一部を改正する条例

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年湖西市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「。第9条において同じ」を削る。

第9条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の政令で定める」を削り、「当該申請等に関する」を「、当該申請等に関する」に、「当該申請等に際し添付することが規定されている」を「添付が求められている」に、「市の機関等が、当該申請等をする者が行う」を「当該書面等により確認すべき事項を」に、「を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ同条の政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を」を「その他の方法により直接」に、「添付すること」を「当該書面等の添付」に改め、「要しない」の次に「こととすることができる」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する書面等の種類及び確認の方法は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。